

自治基本条例たたき台に対する意見（行政）

章	項目・番号	現在のたたき台の内容	修正を要する理由等	修正案・要望等	回答(案)
＜第1章＞ 総則	2. 用語の定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1)町 民 … (2)行 政 … (3)協 働 …		たたき台の文中で「行政」の定義がなされているが「町政」についても定義が必要ではないか。	町民会議で検討します。
	4. 基本原則	(2)情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。		町政に関する情報の範囲を定める必要があるのではないかと。(町政に関する情報をすべて共有するのは、難しい。)また、情報公開条例との整合性も図るべきではないか。	情報の共有こそ、美幌町の自治を推進する基本であることを規定しています。情報の内容(個人情報等)によっては、共有するのに適さないものもありますが、範囲を具体的に規定することは困難であると考えます。なお、情報公開条例との整合性については、別途、庁内検討委員会で検討します。
＜第2章＞ 情報共有	会議の公開	1 議会は、本会議、委員会、 <u>その他の会議</u> を原則公開とします。 【解説・考え方】 …議会は本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、 <u>会議規則で規定する会議</u> (例えば、全員協議会等)を原則公開すること…		「その他の会議」では、どのような会議にも捉えられるので、「会議規則で規定する会議」とした方が良いのではないかと。	町民会議で検討します。

章	項目・番号	現在のたたき台の内容	修正を要する理由等	修正案・要望等	回答(案)
＜第3章＞ 町民参加	町民参加の対象 1 (1)	(町民参加の対象) 1 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を求めるものとします。 (1) 基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し	社会教育法に教育に関する立案に際しての「町民参加」が規定されていない。(社会教育委員が立案) ＜関連条例・規則・計画等＞ 社会教育法第17条第1項第1号 美幌町社会教育委員に関する条例	○社会教育委員の構成や計画策定の方法が法律で規定されている場合の町民参加の方法について示して欲しい ○上位法の法律の規定が町民参加(公募)を想定しない場合でも、自治基本条例に基づき公募すべきか。	・社会教育委員を公募している自治体もあり、社会教育法は社会教育委員の公募を否定していないのではないのでしょうか。条例の規定が公募の支障になっているのであれば、条例を改正すれば良いのではないのでしょうか。 ・仮に、法が審議会等の委員の公募を想定していなくても、例えばパブリックコメント等を実施することにより、町民参加の手法を取ることは可能であると解します。
＜第4章＞ 住民投票	住民投票 2	(住民投票) 2 町民、議会及び町長は、 <u>住民投票の結果を尊重</u> します。	①実際に政策決定に強制力を伴うものではないため、住民投票後、結果と異なる政策決定を行い問題となるケースがある。 ②投票率が低い場合、住民の意思が十分に反映されたのか疑問視される場合がある。	①そのようなケースが出来ないような対応が必要では。 ②投票率の一定基準を設けるべきである。(開票の可否も決定させる)	①住民投票の結果は、議会や町長の判断を拘束するものではありません。従って、結果と異なる政策決定を行うことも、当然あり得ます。 ②投票率による成立要件の設定の是非については町民会議でも議論となりましたが、町民会議としては成立要件を設けない方が良いと考えました。その理由としては、 ・成立要件を設けた場合、住民投票が成立しなかった場合に大量の死票が出る可能性がある。 ・住民投票を成立させないよう、投票のボイコットがされる可能性がある。 ・住民投票の結果は尊重するものであり、首長や議会の判断を拘束するものではない。投票率も投票結果の一部であり、投票結果の尊重とは、賛成、反対の得票数やその差、投票率などを総合的に判断して今後の対応を決めていくことである。 などが挙げられたところです。

章	項目・番号	現在のたたき台の内容	修正を要する理由等	修正案・要望等	回答(案)
	住民投票の請求等 1・5	(住民投票の請求等) 1 <u>年齢満18歳以上の住民(外国人を含む。)</u> で、…… 5 住民投票の投票権を有する者は、 <u>年齢満18歳以上の住民(外国人を含む。)</u> で、……	①登録される条件を国民投票法と合わせるのか。独自の条件なら新たなシステムが必要である。また、外国人については、新たなシステムが必要。 ②現在、民法等成人年齢等改正されていないため、満20歳以上となっている。	①国民投票システムは、永久選挙人名簿のようなものではないので必要な時に調整するものである。 ②あくまでも、満18歳以上にこだわるのか、国民投票法に合わせるのか。	住民投票の投票資格者の年齢は憲法改正国民投票法とは関係なく、満18歳以上としているところです。 また、外国人についても、美幌町の住民であれば、美幌町の地域社会に関わることになるため、自治を担う一員として、請求権、投票権を認めることとしたものです。 なお、投票システム等については、別に制定する住民投票条例を検討する際にあわせて検討するものと考えます。
	住民投票の請求等 1	1 ……その総数の4分の1以上の者の連署をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができます。	①請求権者の範囲をどうするか。 ②町長に請求することは、請求者資格判定等審査は選管が所管しないことと考えて良いか。	①町内企業に勤務している町外者の取扱いはどうするか。 ②新たなシステムを構築するのであれば、町部局が窓口でも構わない。	①請求権者も「住民」、すなわち美幌町内に住所を有する者に限定しています。 ②所管部署がどこになるかは、町民会議で議論をしていませんし、そもそも検討の範疇ではないと考えます。

章	項目・番号	現在のたたき台の内容	修正を要する理由等	修正案・要望等	回答(案)
＜第5章＞ 町民	町民の権利、役割	(町民の権利) 1 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。 2 町民は、町政に参加する権利を有します。 3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。 (町民の役割) 1 町民は、美幌町の自治の主体として、自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。 2 町民は、町政及び地域活動に参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。 3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。	善意に考えると、この条項は支障がないものと思われるが、この条項は、悪意をもって捉えられると、過去に某宗教団体が町を乗っ取ろうとしたような事態が生じる恐れがあるので(町外者の町民が多数を占め、住民の意向に反した権利等を主張することが考えられる。)、規制できる条項を設ける必要があるのではないか。		「町民」であっても、美幌町に住民を有する者と、美幌町に住所を有しない者とは、町政への参加や受けることができる行政サービスに当然違いがあるのであり、そこまでの心配は不要ではないかと考えます。
＜第6章＞ 協働・コミュニティ	コミュニティ	(コミュニティ) コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。	コミュニティは、町民の生活や活動の中にあるもので、協働とは別と思われる。	第5章町民・コミュニティとし、規定することが適当でないか。	町民会議で検討します。
	協働	(協働) 1 町民、議会及び行政は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の課題を解決し、豊かな美幌町の自治を実現するため、協働を推進するものとします。 2 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援に努めます。	協働は、町民、議会、行政が共に進めるものであることから、各章の後ろになると思われる。	第5章 町民・コミュニティ 第6章 議会 第7章 行政 第8章 協働	町民会議で検討します。

章	項目・番号	現在のたたき台の内容	修正を要する理由等	修正案・要望等	回答(案)
<第7章> 議会	第7章全体	掲載省略	議会の責務として、町民との課題の共有、町民参加による議会運営、町民に対して議会報告会開催による町民説明、政策会議の開催による町民からの意見聴取及び議員同士の自由討議等を是非やっていただきたい。		
<第9章> 行財政運営	総合計画 4	(総合計画) 4 各分野における個別計画の策定及び実施は、総合計画との整合性を図りながら進めます。	・総合計画が美幌町の最上位計画として位置されている。各部署においては、それぞれ関係する各個別計画を多数策定しているが、必ずしも総合計画を上位計画として、個別計画を策定しているか疑問がある。 ・これまで各計画を策定する段階で、多くの町民の方々というよりは、ある特定の方々の参画が多いように感じるし、各個別計画を策定することが優先され、位置づけが分からないまま、策定後の進行管理もされずにいたのではないか。 ・最低、行政職員が町の政策や事業推進に必要な多くの各種計画があることを認識しなければならぬと感じている。	第9章第4項では、「各分野における個別計画の策定及び実施は、総合計画との整合性を図り」となっているが、例えば、「住民に分かりやすく、総合計画との整合性のため各計画を体系化し、各計画の進行管理と評価に努めます。」としてはどうか。	町民会議で検討します。
	危機管理	掲載省略	①危機管理の項目を「行財政運営」のところにに入れるのは、馴染まないのではないか。(適当な項目がなければ、新たな項目を新設したらどうか。例えば「安全安心のくらし」など) ②危機管理に対応する順番は、「自助」「共助」「公助」の順番ではないか。(「行政は」(公助)というのが先になっている。)		町民会議で検討します。

章	項目・番号	現在のたたき台の内容	修正を要する理由等	修正案・要望等	回答(案)
<第11章> 条例の見直し及び美幌町自治推進委員会	第11章全体	掲載省略	この条例を守り育て、実効性を高めるため、設置して、町長からの諮問に応じるほか、条例の運用状況等を審議し、意見を提出することになっているが、美幌町における自治の基本を定める最高規範に位置づけすることから、条例を遵守すべく、罰則規定等を設けてはどうか。		この条例は、町民合意を形成する自治体の運営と政策活動のルールを規定しようとするものであり、罰則規定を設けることは自治基本条例の意図するところではありません。